

令和7年仙審第3号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年8月17日14時10分

福島県猪苗代湖西部の中田浜北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA 水上オートバイB

総トン数	0.2トン	0.2トン
登録長	3.08メートル	3.02メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	183キロワット	154キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 中田浜付近の状況

猪苗代湖西部には、湖岸から北方に向かって同湖にせり出した材木山があり、同山西側が湾になっており、中田浜は、同湾の南側最奥部にあった。

前示湾西部には、入江があり、同入江の奥に小型船舶の係船施設（以下「入江係船施設」という。）があった。

#### (2) 猪苗代湖に適用される船舶の通航ルール等

猪苗代湖は、河川法第28条及び同法施行令第16条の2第3項の規定に基づき、福島県知事が、一級河川阿賀野川水系猪苗代湖の船舶等の通航方法指定区域及び通航方法（以下「猪苗代湖通航方法」という。）を指定して福島県告示第56号により告示し、令和6年7月1日から施行しており、猪苗代湖通航方法第5条第1項には、動力船は、通航または船着場等への接岸にあたっては、接触または航走波によるすれ違いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障を与えないよう努めなければならない旨が定められており、猪苗代湖通航方法の適用範囲が、湖岸から概ね300メートルの範囲であった。

また、福島県と猪苗代湖の周辺自治体でつくる猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会は、同湖各浜に湖水利用者に向けた自主ルール（以下「猪苗代湖ルール」という。）を定めており、同ルールにより、中田浜北方沖合の湾内の指定区域において、東西方向に横断

航行すること、蛇行すること及び湖面で搭乗待機することがそれぞれ禁止され、一方向による航行が決められていた。

そして、a、b両受審人には、河川法及び同法施行令、船舶職員及び小型船舶操縦者法、並びに遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例各抜粋、及び猪苗代湖ルールを掲載した「猪苗代湖ルールブック」と題した冊子が、入江係船施設経由でそれぞれ配布されていた。

### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.4メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和6年8月17日14時00分入江係船施設をBと共に発し、中田浜北東方1,120メートル以遠の遊走場所に向かった。

a受審人は、中田浜北方沖合を東行したのち、14時09分09秒福島県会津若松市所在の四等三角点材木崎（以下「材木崎三角点」という。）から222度（真方位、以下同じ。）830メートルの地点で、針路を011度に定め、毎時25.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、左舷船尾方で自船に追走していたBが、増速して蛇行を始めたのち、蛇行をやめて直進し、自船の左舷側を追い抜いたのを認めた。

a受審人は、14時09分54秒材木崎三角点から238度590メートルの地点に達したとき、自船より速い速力で無難に先行する態勢であったBが、左舷船首67度50メートルのところ針路を右方に転じ、新たな衝突の危険を生じさせたことを認めたが、自船の存在を承知しているBが自船に著しく接近することはないも

のと思い、直ちに停止するなど接触によるBの通航への著しい支障を与えないよう努める措置をとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ針路及び速力のまま続航し、14時09分59秒Bとの衝突の危険を感じて右舵をとったものの、効なく、14時10分材木崎三角点から241度560メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に後方から63度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、視界は良好であった。

また、Bは、最大とう乗人員3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が単独で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.4メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日14時00分入江係船施設をAと共に発し、前示遊走場所に向かった。

これより先、b受審人は、11時30分頃入江係船施設付近で昼食をとり始め、350ミリリットル缶入りビールを3缶飲み、12時30分頃昼食をとり終え、発航時、酒気帯びの状態であった。

b受審人は、Aの後に続いて中田浜北方沖合を東行したのち、同船より速い速力に増速して蛇行を繰り返しながら北上したのち、14時09分48秒材木崎三角点から237.5度700メートルの地点で、針路を029度に定め、毎時30.0キロメートルの速力で進行し、その後、Aの左舷側を追い抜いた。

14時09分54秒b受審人は、材木崎三角点から242度610メートルの地点に達したとき、Aが右舷正横後5度50メートルのところとなり、そのままの針路及び速力を保てば、同船より速い速力で無難に先行する態勢であったが、Aが蛇行を繰り返している自船から遠ざかるものと思い、同船に対する動静監視を十分に

行わなかったので、この状況に気付かず、接触によるAの通航への著しい支障を与えないよう努めることなく、針路を右方に転じて074度とし、新たな衝突の危険を生じさせた。

こうして、b受審人は、Aの進路を避けずに続航し、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に亀裂等を、Bは、右舷中央部に破口を伴う亀裂等をそれぞれ生じ、b受審人が右外側半月板バケツ柄状断裂等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、猪苗代湖中田浜北方沖合の湾内において、ともに北上中のAとBとが衝突したもので、Aの定針地点が猪苗代湖通航方法の適用範囲の境界至近であり、Bの定針及び転針両地点、並びに衝突地点が同適用範囲の境界付近であることから、猪苗代湖通航方法が準用される。

事実の経過で示したとおり、本件は、Aの左舷側を追い抜いたBが、衝突時刻の6秒前、両船間の距離が50メートルとなったとき、針路を右方に転じたことにより、両船間に新たな衝突の危険が生じたものであるが、両船がともに通航中であつたので、動力船の通航方法を定めた猪苗代湖通航方法第5条第1項により律するのが相当である。

また、中田浜北方沖合の湾内においては、猪苗代湖ルールにより蛇行することが禁止されていたので、Bは、蛇行してはならなかった。

#### (原因の考察)

b受審人が酒気帯びの状態ではBを操縦していたことは、飲酒の影響により同人の注意力及び判断力が低下していたと考えられるものの、事実の経過で示したとおり、発航後、衝突地点に至るまで無難に航行してい

たことから、b受審人が飲酒の影響により正常な操縦ができない状態であったとは明確に認められず、本件発生の原因とはならない。

しかしながら、飲酒して小型船舶の操縦を行うことは、厳に慎まなければならない。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、猪苗代湖において、A、B両船がともに北上中、Bが、Aの左舷側を追い抜き、そのままの針路及び速力を保てば無難に先行する態勢であったところ、動静監視不十分で、同船の通航への著しい支障を与えないよう努めることなく、Aの左舷船首近距離のところ針路を右方に転じ、新たな衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Aが、接触によるBの通航への著しい支障を与えないよう努める措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、猪苗代湖において、遊走場所に向けて北上中、ともに北上していたAの左舷側を追い抜いた場合、同船に接触することのないよう、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Aが蛇行を繰り返している自船から遠ざかるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、そのままの針路及び速力を保てば同船の前方を無難に進行する態勢であったことに気付かず、接触によるAの通航への著しい支障を与えないよう努めることなく、針路を右方に転じ、新たな衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びBそれぞれに損傷を生じさせ、自らが負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、猪苗代湖において、遊走場所に向けて北上中、自船の左

舷側を追い抜き、無難に先行する態勢であったBが、左舷船首近距離のところ針路を右方に転じ、新たな衝突の危険を生じさせた状況を認められた場合、直ちに停止するなど接触による同船の通航への著しい支障を与えないよう努める措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、Bが自船に著しく接近することはないものと思い、接触によるBの通航への著しい支障を与えないよう努める措置をとらなかった職務上の過失により、同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月18日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎